

震災等緊急時における独占禁止法等に係る 考え方を示した資料集

令和6年4月
公正取引委員会中部事務所

※ 本資料は、東日本大震災発生時に公正取引委員会が公表した資料ですが、本資料の考え方は、今次の震災についても同様です。

東日本大震災に関連する Q&A

今次の震災に関連した質問等についての考え方を以下のとおり取りまとめました。

問 1

震災後、生活物資等の流通が滞っていることに伴い、商品等の販売価格が上昇しているようですが、独占禁止法上の問題はないですか。

答

今次の震災により、東北・関東地区における生産活動及び物流機能が大きな被害を受け、生活必需品を含め物資の供給に支障が生じています。今後、こうした事態に便乗して生活必需品等の物資に関して価格カルテル等の独占禁止法違反行為による不当な価格引上げが行われることがあれば問題となりますので、公正取引委員会としては、そのような行為がないかどうか監視してまいります。

問 2

今次の震災による物資の不足を受けて、事業者が共同して又は事業者団体が、顧客 1 人当たりの販売個数を調整したり決定したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災地に優先的に物資が供給されるようにする、顧客に物資が広く行き渡るようにするといった緊急の対応として専ら行われるものであって、物資の不足が深刻な期間及び地域において実施されるものであれば、独占禁止法上問題となるものではありません。一方、そのような調整を、著しい物資の不足が解消された後になっても続ける場合には、独占禁止法上の問題が生じますので、御注意ください。

問 3

大規模小売業者が、納入業者に対して、被災したスーパーの原状回復や再陳列作業への協力を要請することは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者の生活の糧を供給する拠点となる大規模小売業者の営業が迅速に開始されることは、被災地の復興や被災者の生活支援にも資するものであり、大規模小売業者と納入業者との間で協議が行われた結果、被災した大規模小売業者の原状回復や再陳列作業への協力を行うことになったとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかしながら、震災を口実として大規模小売業者が納入業者に対し、不当に不利益を与えることとなるような場合には、独占禁止法上の問題が生じ得ますので、御注意ください。

問 4

親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして親事業者を受領能力がないことを理由に、受領拒否することは下請法上問題となりますか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので、代替的な工場での受領の可能性も含め、親事業者は可能な限り受領する手段を講ずる必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして、客観的にみて当初定めた納期に受領することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、相当期間納期を延ばすこととなったときには、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問 5(4月5日追加)

仕事を失った被災者を地域でなるべく多く従業員として受け入れたい。その際、関係事業者が共同して、又は事業者団体が、賃金、労働時間等について調整したり決定することは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者をどのような条件で雇用するかという雇用契約上の問題ですので、労働関係法令上の考慮の必要性は別として、独占禁止法上は問題となるものではありません。

問 6(4月19日追加)

親事業者が、風評に基づき受領拒否や返品を行うことは、下請法上問題ないですか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、親事業者が、発注した商品の受領を拒むことや一旦受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法上問題となります。

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することになりますが、例えば、震災の被害を受けた原子力発電所の所在する県と同一の県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むことや一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法違反となるおそれがありますので御注意ください。

問 7(5 月 20 日追加)

自社の工場が被災し、操業開始のめどが立っていない。また、製品の在庫も尽きつつある。顧客への供給を確保するため、当該製品を生産している競争事業者に自社に代わって顧客に供給してもらったり、生産を委託したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災によって自社の供給能力が喪失又は減少した場合に、自社の供給能力が復旧するまでの間、顧客への供給を確保するために必要な範囲で、競争事業者に代替供給を行ってもらうことや生産委託を行うことは、独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、代替供給等を契機に、複数の事業者間で相互に価格や供給量等について制限することは問題となりますので、御注意ください。

問 8(6 月 1 日追加)

震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

答

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者に責任があるとはいえず、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

問 9(6 月 1 日追加)

親事業者は部品 A と部品 B によって商品 C を製造しており、部品 B については下請事業者に製造を発注している場合、被災により部品 A が手に入らなくなったことを理由に、下請事業者が発注していた部品 B の受領を拒否することは、下請法上問題となりますか。

答

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、下請事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので御注意ください。

問 10(6月1日追加)

親事業者の保管施設が被災したことにより、下請事業者が納品しようとした商品とその下請事業者へ保管させ、倉庫代等の追加費用が発生した場合、当該費用を下請事業者へ負担をさせることは、下請法上問題となりますか。

答

下請事業者に対し、親事業者が支払うべき費用を負担させることは、不当な経済上の利益提供要請として下請法上問題となりますので、親事業者が追加費用を負担する必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、客観的にみて震災の影響により発生した追加費用を直ちに負担することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、一時的に下請事業者が費用の一部を負担するときは、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問 11(6月1日追加)

震災の影響により生産・調達コストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が従来の単価を据え置くことは下請法上問題となりますか。

答

御指摘の生産・調達コストが大幅に上昇するなど震災の影響による単価の引上げについては、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行って決定することが望まれます。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、例えば、震災の影響により下請事業者のコストが通常の発注に比べて大幅に増加するような発注にもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、通常の発注をした場合の単価と同一の単価に一方的に据え置くことは、買ったときとして下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

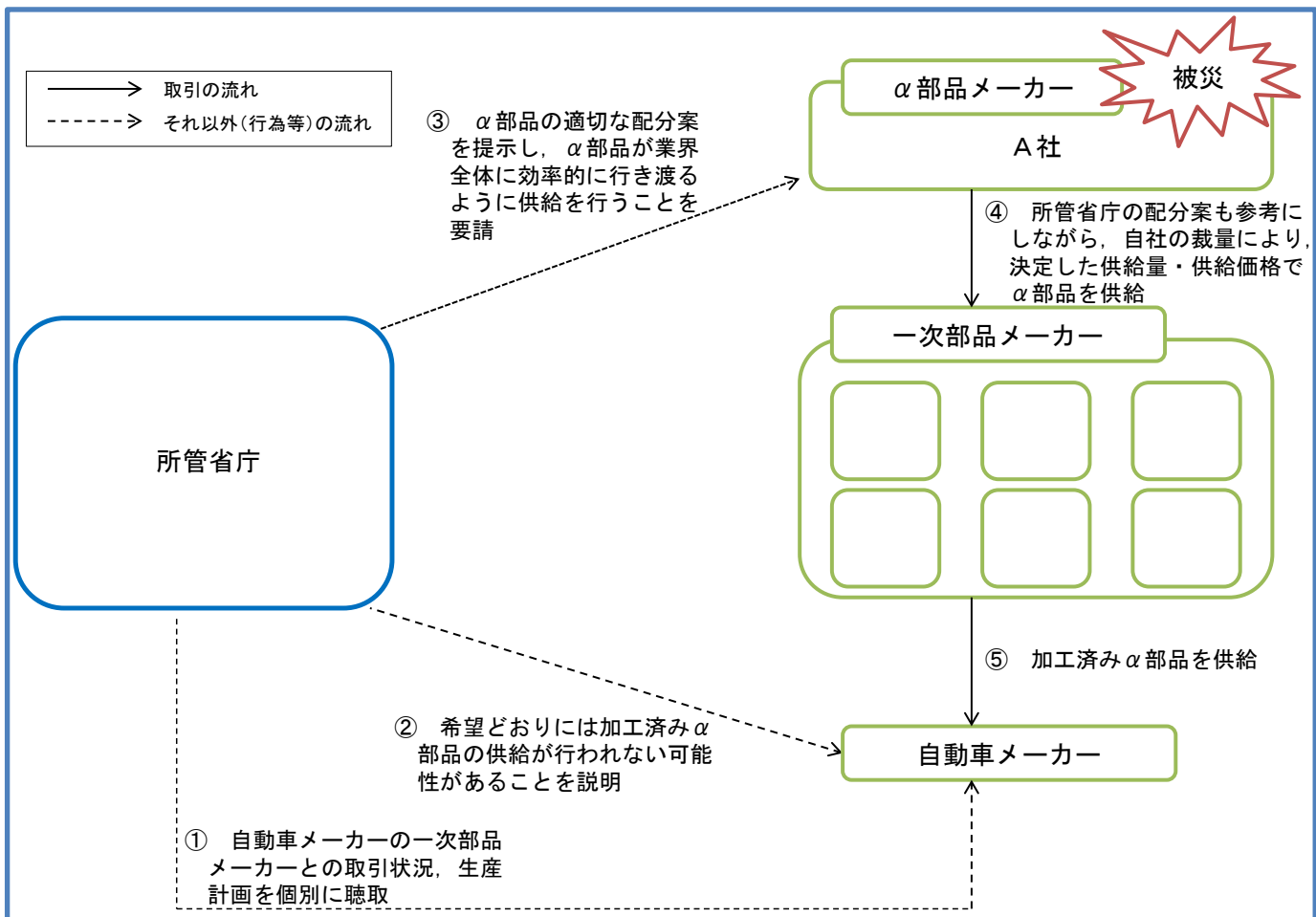
震災等緊急時における取組に係る 想定事例集

平成24年3月
公正取引委員会

- ・ 東日本大震災後，復旧・復興に必要な資材等の供給確保，サプライチェーンの寸断による生産活動への影響の最小化のため，行政からの要請により又は自発的に，事業者団体や複数の事業者によって，連携して商品・役務を供給するなどの取組が行われました。
- ・ 公正取引委員会では，これらの取組に関する独占禁止法上の懸念を解消するため，事業者，事業者団体，関係省庁からの照会に対応しました。
- ・ 今後，独占禁止法上の問題を生ずることなく速やかに対応することができるよう，事業者等から照会のあった事例を基に，今後の事業活動の参考となるよう分かりやすくするための修正等を行った上で，次のとおり独占禁止法上の考え方を取りまとめました。
- ・ 本事例集に掲げた事例については，原則として独占禁止法上問題とはなりません。
- ・ ただし，復旧のために緊急に物資が必要な期間に限定して実施するなど，必要最小限の期間に限定して実施されることが必要です。
- ・ それらの取組に関し，参加や遵守を強制したり，また，差別的なものであったりする場合や，災害後の物資不足等に便乗して，事業者団体や複数の事業者が価格や供給量等について制限するような場合は，独占禁止法上問題となりますので，注意が必要です。
- ・ なお，行政機関による行政指導によって誘発された行為であっても，独占禁止法違反行為の要件に該当する場合には，当該行為に対する同法の適用が妨げられませんので，注意が必要です。

1 自動車用部品の想定事例

- 1 A社は、様々な種類の自動車に不可欠な α 部品（二次部品）の製造、販売等を行っている事業者である。
- 2 大規模災害により、A社の工場が被災し、 α 部品の生産活動が低下した。
- 3 被災した工場は α 部品の唯一の国内工場であり、A社は、 α 部品の国内供給市場のシェアのほとんどを有しており、また、海外からの輸入増も期待できない。被災した工場が通常の状態に戻るには2か月程度かかることが見込まれるため、当面の間、 α 部品が著しく不足することが予想される。
- 4 このような状況のため、A社の工場の生産能力が復旧するまでの間、一部の需要家（一次部品メーカー）が在庫を確保するために、実際の必要数量を大きく超えて α 部品を発注すること等により、 α 部品の供給が偏り、自動車メーカーに供給される加工済み α 部品の数量が減少し、結果として自動車の供給数量が著しく減少することで、一般消費者の利益が害されるおそれがある。
- 5 そこで、所管省庁は、時限的な対応として、各自動車メーカーから、各自動車メーカーと各一次部品メーカーとの取引状況や、各自動車メーカーの生産計画を個別に聴取した上で、 α 部品の適切な配分案を作成し、当該配分案をA社に提示した上で、A社に対し、 α 部品が自動車業界全体に効率的に行き渡るように供給を行うことを要請する。
- 6 当該要請を受けて、A社は、同社の生産が通常の状態に復帰するまでの期間においては、所管省庁の配分案も参考にしながら、自社の裁量により、一次部品メーカーに対し、A社の供給可能数量を各社の従来 of 購入実績に応じて比例配分した量の α 部品を供給する。
なお、その際の供給価格は、A社と各社の間 of 従来 of 契約に準ずるものとする。
- 7 所管省庁は、自動車メーカーに対しても、当該期間中は、各社の希望どおりには加工済み α 部品の供給が行われない可能性があることを説明し、前記の取組への理解を求める。
- 8 A社の生産が復旧した後は、本取組を直ちに終了する。

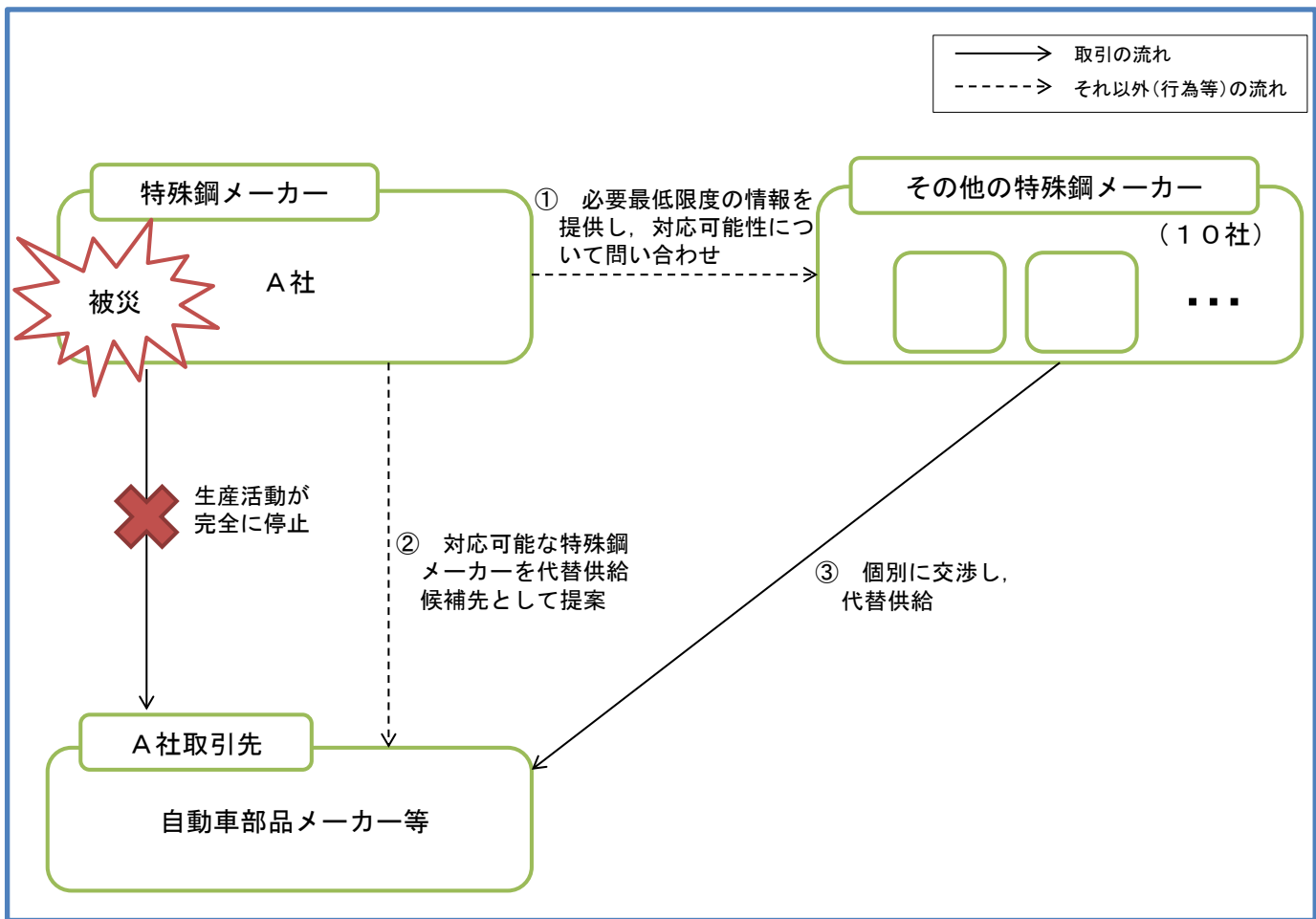


【独占禁止法上の考え方】

本事例は、A社が、一次部品メーカーに対して、比例配分を行った数量のα部品を従来の契約に準ずる価格で供給することにより、一次部品メーカーが購入するα部品の数量が固定され、また、一次部品メーカーへの価格の定め方が統一されているものの、所管省庁の要請に基づき、A社が自らの判断で行っているものであり、一次部品メーカー間でα部品の購入数量又は購入価格について共通の意思が形成されるものではないことから、独占禁止法上問題となるものではない。

2 鉄鋼製品の想定事例

- 1 A社は、特殊鋼（特別に精錬され、合金元素を添加した高級鋼）の製造、販売等を行っている事業者である。特殊鋼の主な需要者は国内の自動車部品メーカーである。
なお、A社の国内の特殊鋼の供給市場におけるシェアは約25%である。
- 2 大規模災害により、A社の工場が被災し、生産活動が完全に停止した結果、A社が高いシェアを有する特定の鋼種の生産が不可能となった。
- 3 A社は、各特殊鋼メーカー（10社）に対し、A社が既に受注していた特殊鋼について代替供給を依頼することとしたが、他方で、A社以外の各特殊鋼メーカーには、混乱に陥ったA社の取引先自動車部品メーカー等からの直接的な注文が殺到することが予想される。
- 4 そこで、A社は、取引先自動車部品メーカー等の需要を効率的に満たすために、受注済み案件ごとに、順次、特殊鋼メーカーに対して対応可能性について問い合わせ、対応可能な当該特殊鋼メーカーを取引先自動車部品メーカー等に代替供給候補先として提案する。
- 5 A社が、問い合わせに当たって特殊鋼メーカーに提供する情報は、問い合わせに係る受注済み案件についての顧客情報（取引先名、数量等）・仕様書の情報に限られ、その中でも、問い合わせに必要な最低限度の情報とし、A社の供給価格情報等については、一切提供しない。
- 6 当該提案は、飽くまで紹介にとどまり、取引先自動車部品メーカー等及び代替供給特殊鋼メーカーに対し、取引することを強制するものではなく、また、代替供給受入れに当たっての取引先自動車部品メーカー等と当該特殊鋼メーカーとの間の交渉は個別に行うこととし、A社は、一切関与しない。
- 7 本取組は大規模災害発生時点でA社が受注していた分に限っての取組とする。

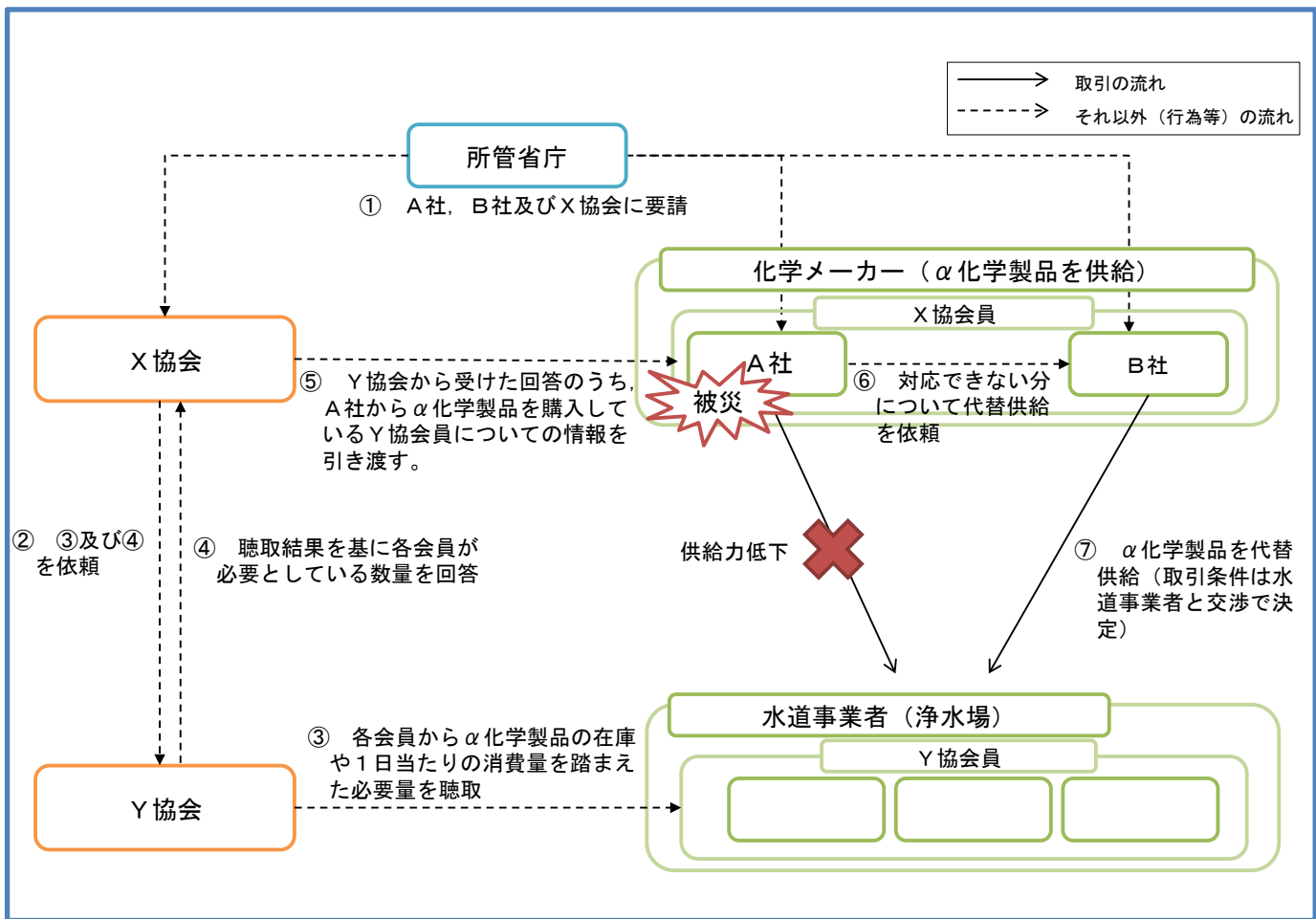


【独占禁止法上の考え方】

本事例は、A社が、自社の取引先である自動車部品メーカー等に対し、代替供給の合意の得られた特殊鋼メーカーを代替供給候補先として紹介するにとどまり、取引先及び代替供給候補先に取引することを強制するものではない。また、A社が代替供給の対応可能性について問い合わせるに当たっては、問い合わせ先に対して提供している情報は、問い合わせるために必要な情報に限られ、A社が自動車部品メーカー等に供給する特殊鋼の供給価格等の情報は、代替供給の対応可能性を問い合わせる特殊鋼メーカーを含め、競合特殊鋼メーカーに対して開示されるものではない。また、各特殊鋼メーカー間で代替引受けに係る調整を行うものでもないことから、独占禁止法上問題となるものではない。ただし、本取組終了後の取引について、A社を含む特殊鋼メーカー間で取引先を従来どおりとすることを取り決めるなどの場合は、独占禁止法上問題となる。

3 化学製品の想定事例

- 1 A社は、主に水道用の殺菌剤として浄水場で使用される α 化学製品等の製造及び販売を行っている事業者である。また、X協会はA社を含む化学メーカーを会員とする団体であり、Y協会は水道事業を営む者を会員とする団体である。
- 2 大規模災害により、A社の工場が被災し、設備の一部に被害が発生し、 α 化学製品の生産が部分的に停止し、供給力が低下した。
- 3 α 化学製品は、1週間以上の保存ができず、また、代替品も存在しないことから、ある地域の α 化学製品の供給が不足した場合、当該地域で断水となる可能性がある。
- 4 そこで、被災地域における α 化学製品の供給不足を回避するために、化学メーカーの所管省庁がA社の同業者を集めて、各社の供給余力、配送能力及び製品グレードの調査を実施したところ、当該地域において、 α 化学製品の代替供給が可能な企業はB社のみであることが判明した。
- 5 このような状況の下、所管省庁は、 α 化学製品が効率的に被災地域の需要者（水道事業者）に行き渡るようにするために、A社、B社及びX協会に対して次の要請を行う。
 - i X協会は、Y協会に対して、Y協会の各会員から α 化学製品の在庫や1日当たりの消費量を踏まえた必要量を聴取し、当該聴取結果を基に各会員が必要としている数量をX協会に回答するように依頼すること
 - ii X協会は、A社に対し、Y協会から受けた回答のうち、A社から α 化学製品を購入しているY協会員についての情報を引き渡すこと
 - iii A社は、自らの判断でA社が対応する供給量を決定し、対応できない分については、B社に代替供給を依頼すること
 - iv A社からB社へ代替供給を依頼するに当たっては、代替供給に必要な最低限度の情報（取引先名、数量等）のみを提供すること
 - v A社から代替供給の依頼を受けた供給先について、B社は代替供給を行うこととし、価格等の取引条件はB社と供給先の交渉で決定すること
- 6 本取組は、A社の生産工場が復旧するまで約1か月半の間の一時的な取組とする。

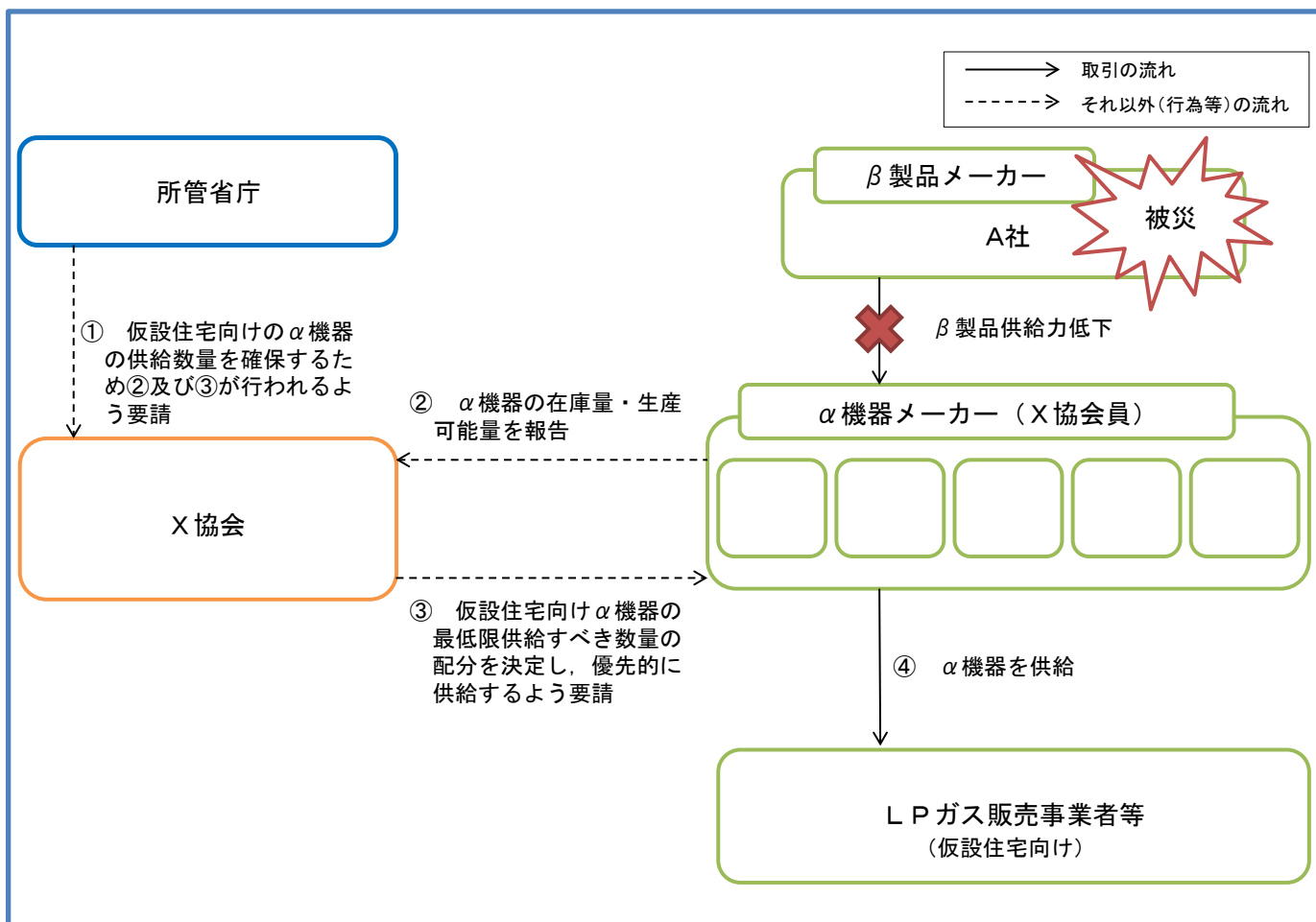


【独占禁止法上の考え方】

本事例は、代替供給が可能な者がB社のみであるところ、所管省庁の要請を受けて、X協会がY協会から提示されたα化学製品の必要量に係る情報のうち、A社からα化学製品を購入しているY協会会員についての情報をA社に引き渡し、A社が自らの判断でA社の対応する供給量を決定し、対応不可能な分についてはB社に供給を依頼するにとどまるものである。したがって、X協会の会員ごとの販売量を制限したり、取引先を分配したりするものではないことから、独占禁止法上問題となるものではない。ただし、本取組終了後の取引について、A社とB社との間で取引先を従来どおりとすることを取り決めるなどの場合は、独占禁止法上問題となる。

4 仮設住宅用の安全機器の想定事例

- 1 X協会は、LPガス供給に必要な安全機器を製造しているメーカーを会員とする団体である。
- 2 安全機器のうち α 機器の供給事業者は5社存在し、いずれも、X協会員である。
- 3 大規模災害を受けて、国は、仮設住宅を約5万戸建設することとし、それに伴い仮設住宅にLPガスを供給するために設置する α 機器が必要となった。LPガスの供給は、仮設住宅での生活を営むために欠かせないものである。
- 4 他方で、 α 機器に使用する特殊な部品（ β 製品）を供給しているA社の工場が大規模災害により一部被災し、 β 製品の供給力が低下している。 β 製品は国内ではA社が独占的に供給しており、また、その特殊性から海外からの代替品調達も難しい。そのため、仮設住宅の建設に不可欠である α 機器の不足が懸念される。
- 5 さらに、仮設住宅向けの α 機器の供給は、ほとんど利益の出ない価格となっているため、各社とも仮設住宅向け以外の取引に α 機器の在庫を回すなど、仮設住宅向け供給には消極的となる蓋然性が高く、仮設住宅向けの供給が更に不足する可能性がある。
- 6 そこで、所管省庁は、仮設住宅向けの α 機器の供給数量を確保するため、X協会に対して次の要請を行う。
 - i 5社から在庫量及び生産可能量をX協会に報告させること（各社の報告内容がX協会から各社に伝えられることはない。）
 - ii 当該5社の在庫量及び生産可能量を勘案して、 α 機器について、仮設住宅用に最低限供給すべき数量の配分を決定し、5社に対し、当該配分に従って、仮設住宅用に優先的に供給するよう要請すること
なお、その際、配分された量を超えた α 機器については、各社、自由に供給してよいこととする。
- 7 A社の供給力が復旧した後、又は国が必要とする数の仮設住宅への設置が達成された後は、本取組を直ちに終了する。

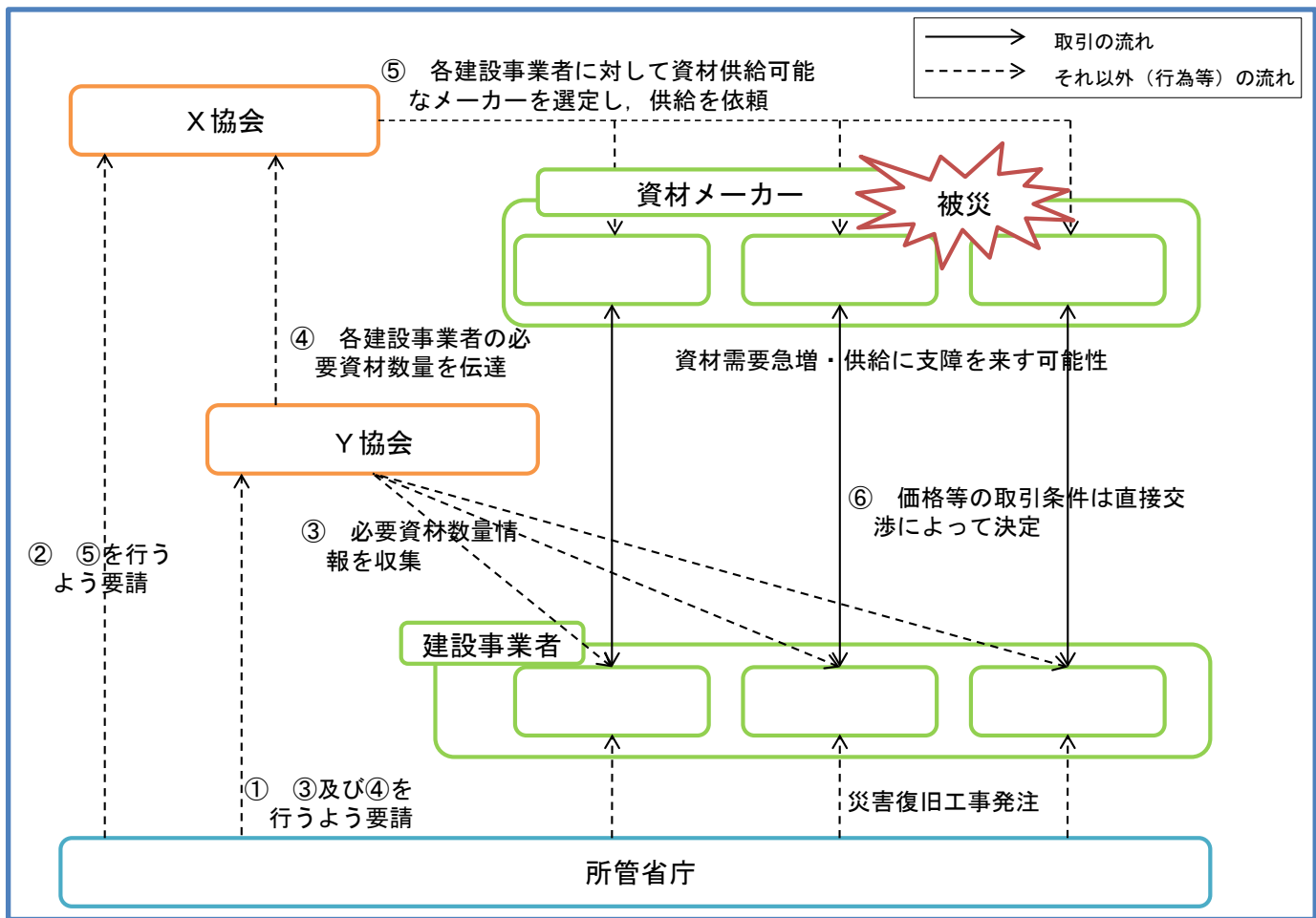


【独占禁止法上の考え方】

本事例は、仮設住宅向けの α 機器の供給数量を確保することが重要な状況において、所管省庁の要請に基づき、X協会が、各会員とも供給に消極的となる蓋然性が高い仮設住宅向けの α 機器について、会員ごとの最低供給数量を定めたものであり、各会員の報告内容がX協会から各会員に伝えられることはなく、各会員間でも共有されない上、一定の最低供給数量を超えた部分について、各会員は、仮設住宅向けに限らず自由に供給することができ、また、供給先を割り当てるものでもない。さらに、各会員の活動を不当に制限するものでもないことから、独占禁止法上問題となるものではない。

5 災害復旧工事用の資材の想定事例

- 1 X協会は、建設工事現場で利用する建設資材（以下「資材」という。）の供給（リース含む。）や施工工事を行う会社（以下「資材メーカー」という。）を会員とする団体である。また、Y協会は、資材の需要者である建設事業者を会員とする団体である。
- 2 大規模災害の後、災害復旧工事のため、災害地域における資材の需要が急増する一方で、資材メーカーの災害地域及びその他の地方の一部の拠点が被災し、災害地域への資材の供給に支障を来す状況となっている。
- 3 他方、建設事業者から複数の資材メーカーに対し、資材について別々に確保要請があり、重複発注の可能性もある。各資材メーカーが当該要請に無条件で応じると、各建設事業者に対して必要量に応じた効率的な資材の配分が行われず、復興の妨げになりかねない。
- 4 そこで、所管省庁は、X協会とY協会に対して、国の発注する災害復旧工事への資材供給に関して、以下の取組を要請する。
 - i Y協会は、国発注の災害復旧工事のために必要な資材数量の情報（以下「必要資材数量情報」という。）を各建設事業者から収集し、当該数量をX協会へ伝達すること
 - ii 建設事業者の必要資材数量情報を受けたX協会は、資材メーカーの中から、各建設事業者に対して資材供給可能なメーカーを選定し、供給を依頼すること（X協会は当該建設事業者の必要資材数量情報を他の資材メーカーに提供しない。）
 - iii 価格等の取引条件については、各資材メーカーと各建設事業者との直接交渉によって決定するものとする
- 5 X協会は、資材メーカーに対し、資材の供給の依頼は行うが、資材の供給を強制するものではない。また、建設事業者と資材メーカーとの直接取引を妨げるものではなく、資材メーカーはX協会から紹介された建設事業者以外へも自由に資材供給することができ、建設事業者もX協会から斡旋された資材メーカー以外の資材メーカーと取引することができる。
- 6 本取組は、災害地域における国の災害復旧工事に限定した取組である。

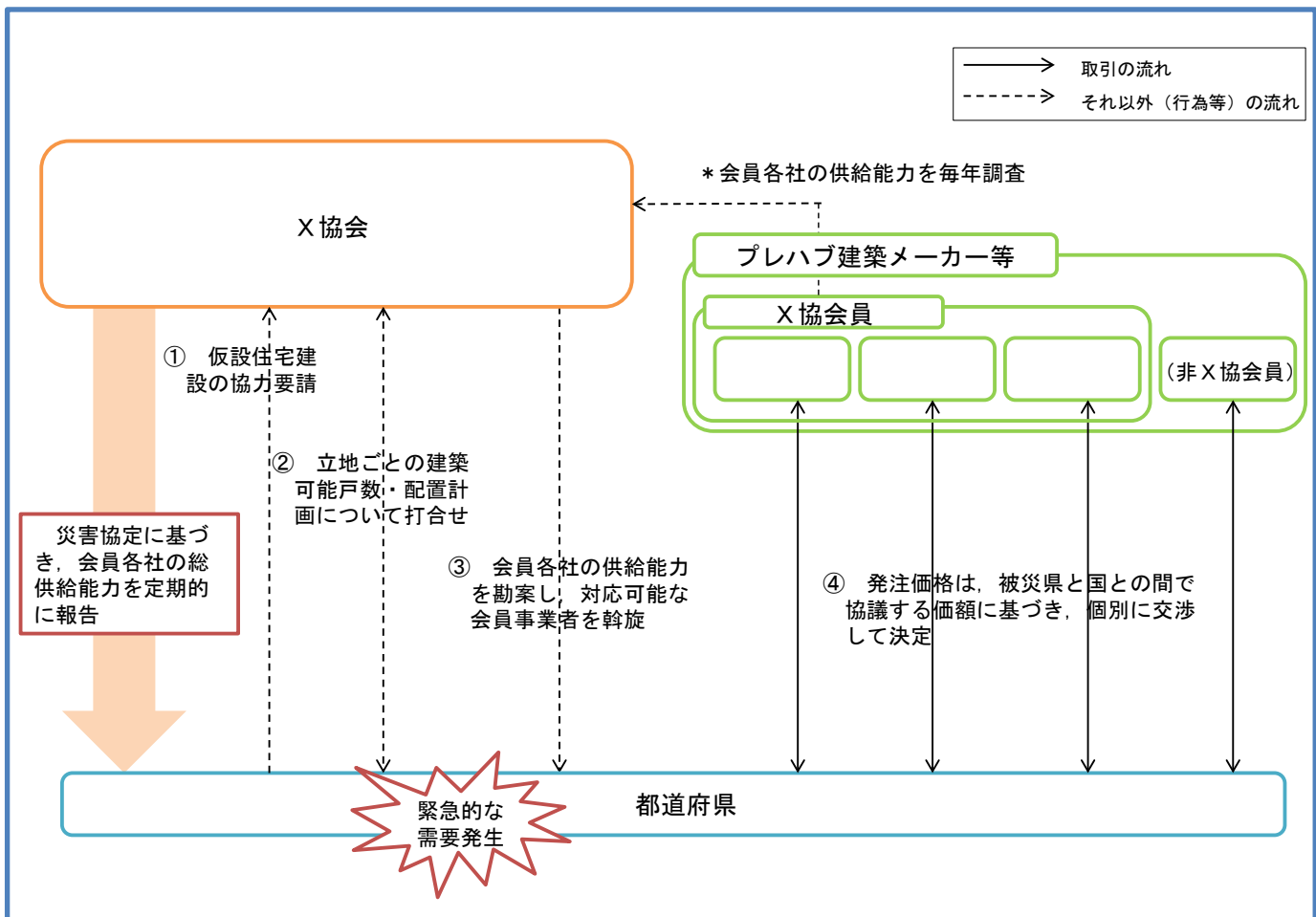


【独占禁止法上の考え方】

本事例において、所管省庁の要請を受けて行うX協会及びY協会の取組については、X協会が、資材メーカーに対し、X協会の依頼したとおりに資材を供給することを強制するものではなく、建設事業者と資材メーカーとの直接取引を妨げるものでもないことから、会員活動が不当に制限されるものではない。したがって、資材メーカー間・建設事業者間において取引先、数量等の制限に係る共通の意思が醸成されない限り、独占禁止法上問題となるものではない。

6 仮設住宅用プレハブ建築の想定事例

- 1 X協会は、プレハブ建築メーカー等を会員とする団体である。
- 2 X協会は、全都道府県との間で災害協定を締結し、災害救助法が適用される災害が発生した場合の仮設住宅供給について、手順を取り決めている。X協会は、同協定に基づき、会員各社の総供給能力を毎年調査し、都道府県に定期的に報告しているが、個社の供給能力に関する情報は明らかにしていない。
- 3 大規模災害を受けて、被災した県（以下「被災県」という。）において、緊急に仮設住宅を建設する必要性が生じた。
- 4 そこで、当該被災県は、早急かつ円滑な仮設住宅建設のため、入札も見積り合わせも経ない随意契約による仮設住宅建設の発注について、前記協定に基づき、X協会に対して、協力要請を行う。
- 5 X協会は、前記協定に基づき、被災県との間で立地ごとの建築可能戸数・配置計画についての打合せを行い、X協会員であるプレハブ建築メーカー等各社の供給能力を勘案して、対応可能な会員事業者を被災県に斡旋する。
- 6 斡旋されたプレハブ建築メーカー等に被災県が発注するかどうかは、被災県の任意の判断である。また、被災県は、X協会員以外の事業者にも仮設住宅建設を発注する。
- 7 被災県によるプレハブ建築メーカー等（X協会員か否かを問わない。）に対する発注価格は、被災県と国との間で協議する価額に基づき、被災県が各メーカー等と個別に交渉して決定する。
- 8 本取組は災害時の緊急的な対応であり、被災県が必要とする仮設住宅用プレハブの建設工事が完了した後は、本取組を直ちに終了する。

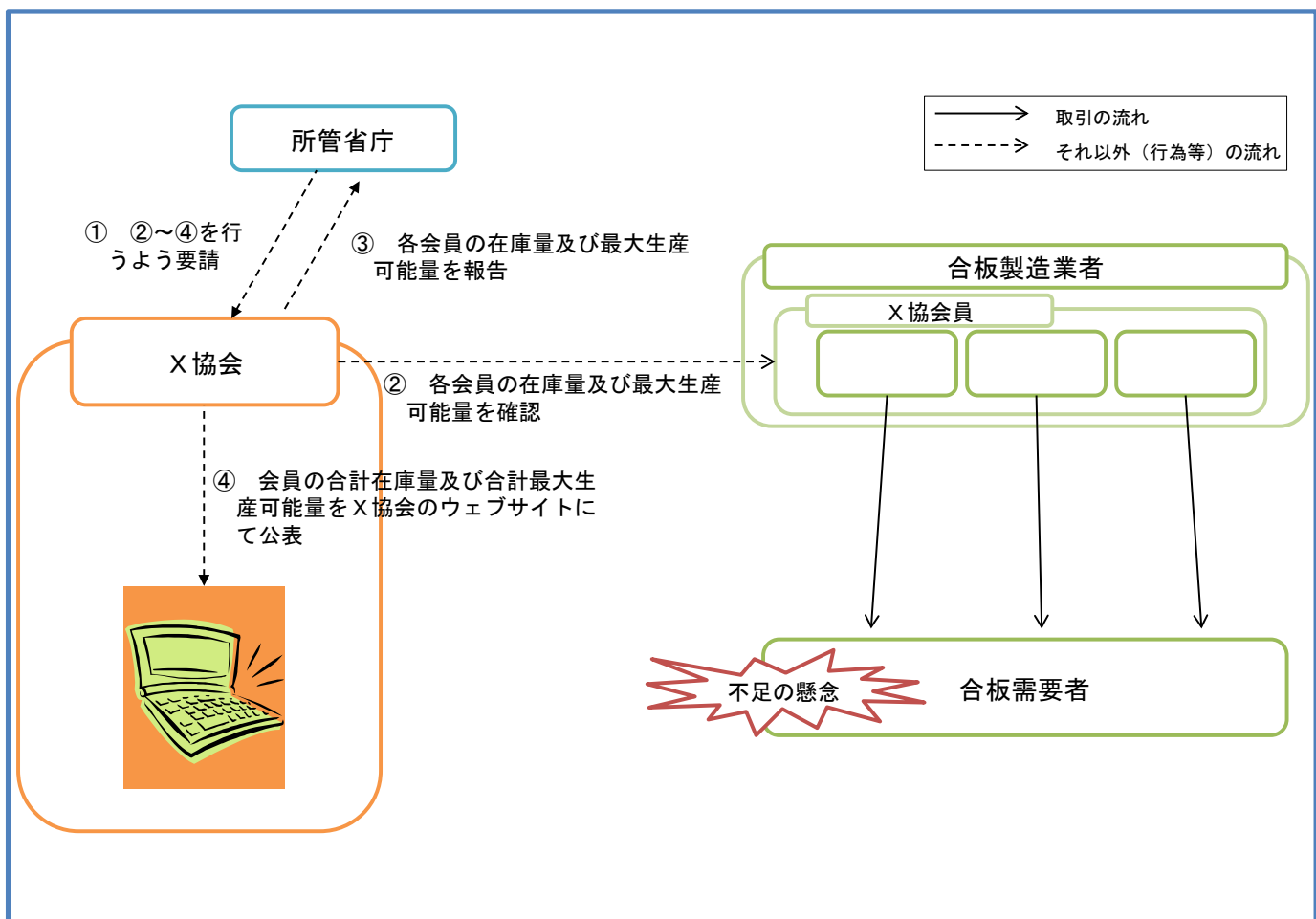


【独占禁止法上の考え方】

本事例において、被災県は、早急かつ円滑に仮設住宅を建設する必要性の観点から、見積り合わせも行わない随意契約によって、特定のメーカー等に対し、仮設住宅用プレハブ建設を発注するものである。X協会の行為は、当該被災県による選定に当たって、単に供給可能なメーカー等についての情報提供を行い、選定を支援するにとどまるものであり、各会員に係る情報がX協会から各会員に伝えられることはなく、各会員間でも共有されない。また、X協会に斡旋されていないプレハブ建築メーカー等が、独自に被災県と取引を行うことを妨げるものではないことから、会員の活動を不当に制限するものでもない。したがって、プレハブ建築メーカー等間において取引先、数量等の制限に係る共通の意思が醸成されない限り、独占禁止法上問題となるものではない。

7 住宅用合板の想定事例

- 1 X協会は、合板製造業者を会員とする団体である。
- 2 大規模災害により、会員の合板工場が被災し、日本国内の合板生産能力の3割が一時的に失われた。もっとも、実際の国内の総需要と比較すれば、合板の供給量には依然として余裕があるにもかかわらず、合板が品薄ではないかといった懸念が生じ、合板需要者に混乱が生じている。
- 3 そこで、所管省庁は、住宅に必要な合板を確保するとともに、需給動向への懸念を払拭するため、X協会に対し、各会員の在庫量及び最大生産可能量を確認し、とりまとめた内容を所管省庁に報告するとともに、X協会員の合計在庫量及び合計最大生産可能量をX協会のウェブサイトにて公表するよう要請する。
- 4 本取組に当たって、会員間の直接的な情報交換はなく、また、X協会は、各会員の情報を各会員に伝えることも、対外的な開示もしない。

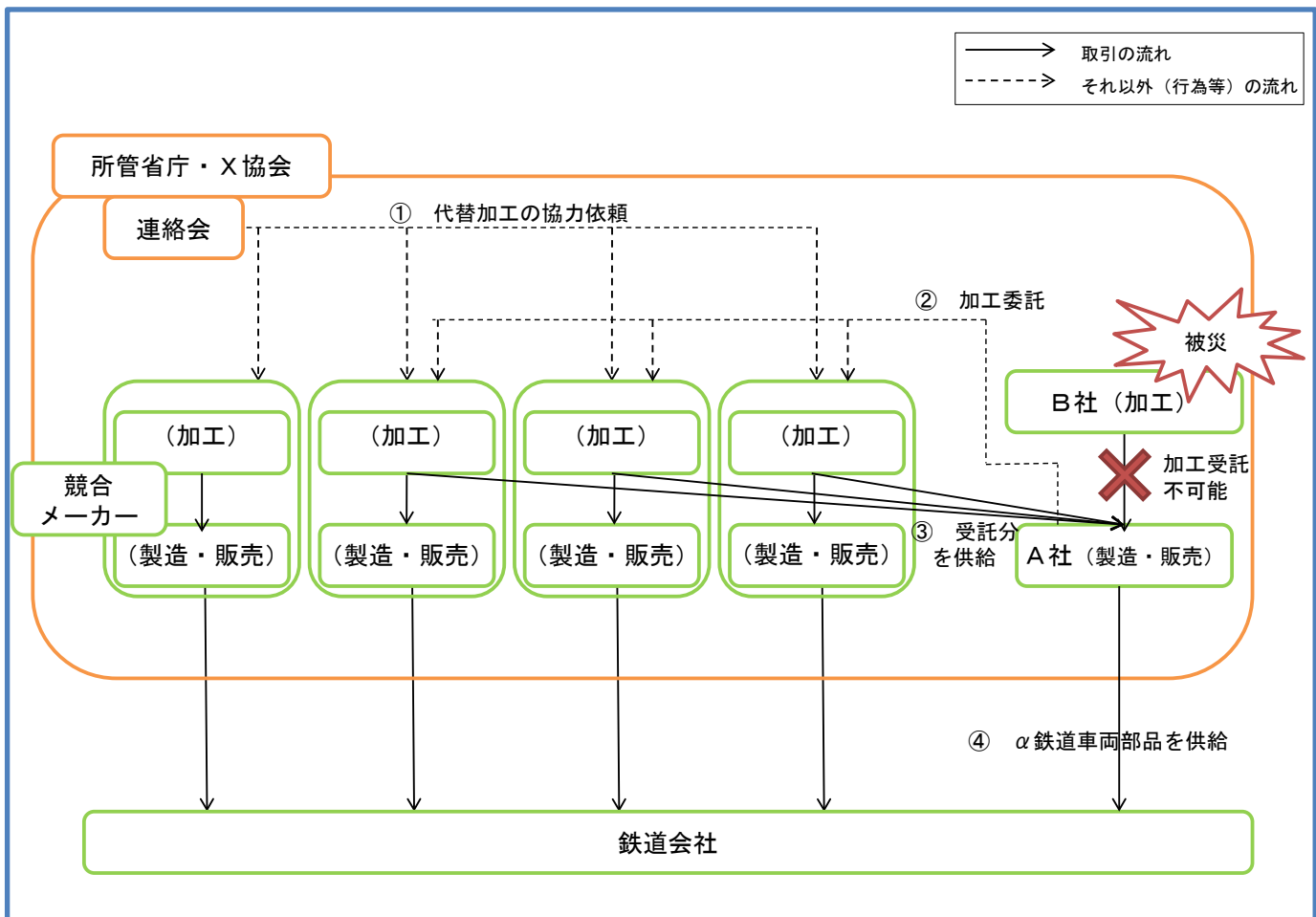


【独占禁止法上の考え方】

本事例では、X協会が各会員の在庫量及び最大生産可能量を確認し、取りまとめている。しかし、X協会のウェブサイトにおいては、X協会員の合計在庫量及び合計最大生産可能量を公表するにすぎず、各会員に係る情報がX協会から各会員に伝えられることはなく、各会員間でも共有されない。また、各会員の生産量を制限するものでもないことから、独占禁止法上問題となるものではない。

8 鉄道車両部品の想定事例

- 1 X協会は、鉄道車両部品等の製造を行っている事業者を会員とする団体である。
- 2 X協会員であるA社は、鉄道会社に対し、 α 鉄道車両部品を供給している。その製造工程において、A社は子会社のB社に α 鉄道車両部品の加工を委託していたが、大規模災害によりB社が被災し、操業不可能となった。
- 3 A社の α 鉄道車両部品は、競合メーカーによって直ちに代替供給できるものではなく、B社の被災によりA社による α 鉄道車両部品の供給に支障が生じたことで、A社から供給を受けていた鉄道会社において α 鉄道車両部品が不足し、電車の運行に支障を来す可能性がある。
- 4 そこで、所管省庁は、電車の運行に支障を来すことを防ぐため、X協会を通じてA社の競合メーカーを集めて連絡会を開催し、各競合メーカーに対して代替加工の協力を依頼する。
- 5 その後、A社は、自社の判断により競合メーカーのうち数社に対して加工委託を行う。
- 6 委託価格はA社と各加工受託メーカーとの間で個別に決定する。A社と各加工受託メーカー間では取り決められる委託価格や数量の情報については、他の加工受託メーカーを含め、競合メーカーに対して開示しない。また、A社は、当該行為により製造された製品を、A社の製品として、鉄道会社に納品を行う。その際、A社が鉄道会社に供給する製品の販売価格や数量の情報については、加工受託メーカーを含め、競合メーカーに対して開示しない。



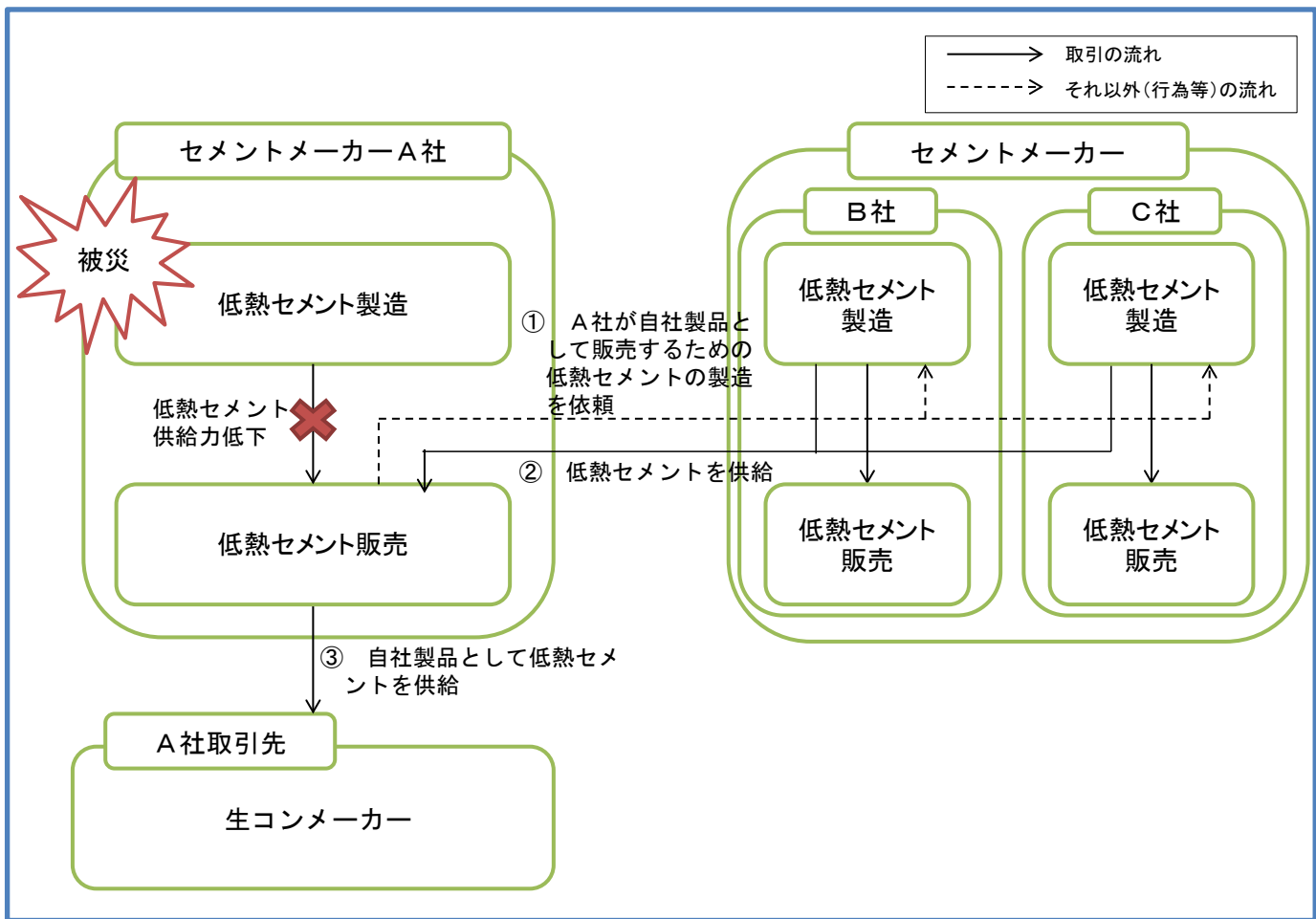
【独占禁止法上の考え方】

本事例において、A社が加工委託に当たって委託先に対して提供する情報は、加工委託に必要な情報に限られ、A社と各加工受託メーカー間で取り決められる委託価格及び数量の情報や、A社が鉄道会社に供給する製品の販売価格及び数量の情報については、各加工受託メーカーを含め、競合メーカーに対して開示するものではなく、メーカー間で鉄道会社向けのα鉄道車両部品の販売価格や数量の情報が共有されるものではない。また、メーカーが相互に鉄道会社向けのα鉄道車両部品供給に係る調整を行うものではない。さらに、所管省庁とX協会が開催する連絡会は、単に各競合メーカーに対して協力を依頼するにとどまり、前記のとおり、A社の委託価格等を共有するものでもない。A社の加工委託先や委託数量の決定自体は、A社が自社の判断において行うものであり、また、委託価格についても、A社と委託先企業との間で個別に決定するものであって、競合メーカー間における受託数量等の調整を行うものではない。

以上のことから、独占禁止法上問題となるものではない。

9 低熱セメントの想定事例

- 1 セメントメーカーであるA社が大規模災害により被災したことにより、A社の一部工場で低熱セメントの生産が停止した。
- 2 A社の低熱セメントの供給力低下により、取引先生コンメーカーに対する供給が途絶する可能性がある。
- 3 そこで、A社では、自社の他の工場にて生産が可能となるまでの期間、競争事業者であるB社及びC社に対し、A社が自社製品として販売するための低熱セメントの製造を依頼する。
- 4 A社は、B社及びC社から低熱セメントの供給を受け、生コンメーカーに対して、自社製品として供給する。
- 5 A社は、B社及びC社と個別に交渉し、その結果取り決められる供給価格や数量の情報については、製造を依頼する他のセメントメーカーを含め、競争セメントメーカーに対して開示しない。また、A社が生コンメーカーに供給する低熱セメントの供給価格や数量の情報についても、製造を依頼するB社及びC社を含め、競争セメントメーカーに対して開示しない。



【独占禁止法上の考え方】

本事例において、A社が製造を依頼するに当たって依頼先に対して提供する情報は、製造を依頼するために必要な情報に限られ、A社と製造を依頼するセメントメーカー間で取り決められる供給価格及び数量の情報や、A社が生コンメーカーに供給する低熱セメントの供給価格及び数量の情報については、製造を依頼するセメントメーカーを含め、競合セメントメーカーに対して開示するものでもなく、セメントメーカー間で生コンメーカー向けの低熱セメントの供給価格や数量の情報が共有されるものではない。また、セメントメーカーが相互に低熱セメントの供給に係る調整を行うものではないことから、通常のOEM供給と同様に、独占禁止法上問題となるものではない。